事業者排出量削減報告書

(宛 先) 京	平成30年7月23日						
(宛 先) 京都府知事 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 城陽市寺田東ノロ16番地、17番地			報告者の氏名 城陽市長 奥		っては、名称及		
主たる業種	地方公共団体				細分類番号	9 8	3 2 1
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	J _		1項第2号	又は第3号		
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
	別添「環境方針」のとおり						
計画を推進するた めの体制	別添「環境政策推進組織図」のとおり						
	温室効果ガスの排出の量事業活動に伴う排出の量	(26~28) 年度	第1年度 (29)年度 5,270.5 トン	第2年度 (30)年		增 i -14.3	減率 パーセント
温室効果ガスの排	評価の対象となる排出の量		5, 270. 5 by		トン トン	-14. 3	パーセント
出の量		,				L	
	実績に対する自己評価排出係数の少ない電力会社に変えたことにより、基準年度より排出量を減らすことができた。						
原単位当たりの温 室効果ガス排出量・ 等	事業の用に供す 原 単 位 の 指 標る建築物の用途	基準年度 (28) 年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年		増	減率
	市庁舎等 事業活動に伴う排出の量 (開庁日)	25. 30	21.60			-14. 63	パーセント
	事業活動に伴う排出の量						パーセント
	実績に対する自己評価排出係数の少ない電力会社に変えたことにより、基準年度より排出量を減らすことができた。						
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (28) 年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年月	1. 17 1. 1. 1. 1.	備	考
里 小 い に ス			92. 0	パーセン	- パー		
具体的な取組及び 措置の内容	(29) 年度)推進(LED照明器具		本空調機への更新、省	エネデー等)	
	(30) 年 度						
	(31) 年度						
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ せるために実施し た措置	措 置 の 内 容	毎月第2水曜日にノーマイカーデーを実施した。 (平成29年度実施率 88.5%)					
	上記の措置を実施した結果に対する 自己評価	平成15年10月から実施しており、取組みが浸透している。職員の協力が 得られ、高い実施率を維持している。					
	区 分	第1年度 (29)年度		年度 年度	第3年度 (31)年度	備	考
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
森林の保全及び整	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	再生可能エネルギーを利用した電力 又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるも の		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収 の量の購入によるもの		トン	トン	トン		
	合 計	0.0	トン (0.0 トン	0.0 トン		
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	市・市民・市民団体・事業者が協力して環トナーシップ会議」に対して、賛助会費、					いる「城陽	景境パー
特記事項	「第3期城陽市エコプラン」に基づき、平月日標を掲げ取り組んでいる。	成25年度から平	成29年度までの)5年間に、対	対13年度比で12%(年平均)	削減する

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

 - 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で 定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。